

「地域課題発見・解決事業」実施要綱

1. 事業名

本事業は、地域力活性化プログラム「地域課題発見・解決事業」という。

2. 目的

本事業は、現代社会や地域の抱える諸課題について、市民の持つ知識や経験を活用し、公民館と共に地域課題の解決を図ることを目的とする。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、提案した団体と実施する公民館とする。

4. 事業実施期間

本事業の実施期間は毎年度4月から3月までとする。

5. 実施場所

本事業の実施場所は原則として実施する公民館とする。

6. 事業内容

本事業は、講座や集会活動とし、次の内容を踏まえたものとする。

現代社会や地域の抱える諸課題を取り上げたもので、更にもその課題の解決策が明確にされているもの。

《地域の課題》

・家庭教育や子育て支援、高齢者の孤立防止、地域住民の交流不足の解消、地域における災害対策・防災学習の推進、外国人居住者との交流機会の方法、地域における人材不足の解消など

7. 応募資格

本事業に応募できる者は、半数以上が市内在住・在勤・在学の者で構成する団体とする。

8. 除外要件

次に掲げる内容の応募はできないものとする。

- 1) 社会教育法第23条に規定する、特定の政治活動、宗教活動、営利を目的としたもの。
- 2) 暴力団及び暴力団又は暴力団員の統制下にあるもの。
- 3) 公序良俗を乱すおそれのあるもの。
- 4) その他管理上支障があると認められる場合。

9. 応募方法

本事業に応募しようとする者は、別紙様式1「地域課題発見・解決事業提案書」に必要事項を記入し、10月末日までに実施する公民館長へ提出するものとする。

10. 審査決定

- 1) 実施する公民館長は、応募のあったものについて、別に定める「地域課題発見・解決事業審査基準」に基づき当該実施公民館に属する公民館運営審議会の意見を聴き、審査決定する。
- 2) 提案者は、申請書提出後に開催される公民館運営審議会において、提案内容の説明を求められる場合がある。
- 3) 実施公民館長は、決定したものに対し別紙様式2「地域課題発見・解決事業決定通知書」により通知するものとする。

11. 事業実施条件

本事業実施にあたっては、次の条件を満たしたものとする。

- 1) 類似した提案が複数あった場合は、調整のうえ一つの事業として行うことができる。
- 2) 事業内容が趣味的・カルチャー教室的なものは原則として対象外とする。
- 3) 事業内容は、市民の誰もが参加できるよう公益性と中立性に配慮し、先進的かつ先駆的な取り組みとし、将来性のあるものを取り上げ、地域課題の解決につながる講座等を実施する事業とする。
- 4) 本事業は、提案した団体の構成員または指導者等が 私塾的・営利的な活動を行うものを除く。また提案した団体の発表会も同様とする。
- 5) 本事業に係る報償費は公民館の負担とし、それ以外の経費は提案団体の負担とする。
- 6) 本事業に係る講師謝礼金の額は、市の講師報償基準による。
- 7) 本事業並びに当該事業に係る会議等で使用する市内の公民館の使用料については船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号の規定により免除とする。

12. 事業実施報告

本事業終了後は、別紙様式3「地域課題発見・解決事業実施報告書」により実施する公民館長に報告する。

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。